

SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

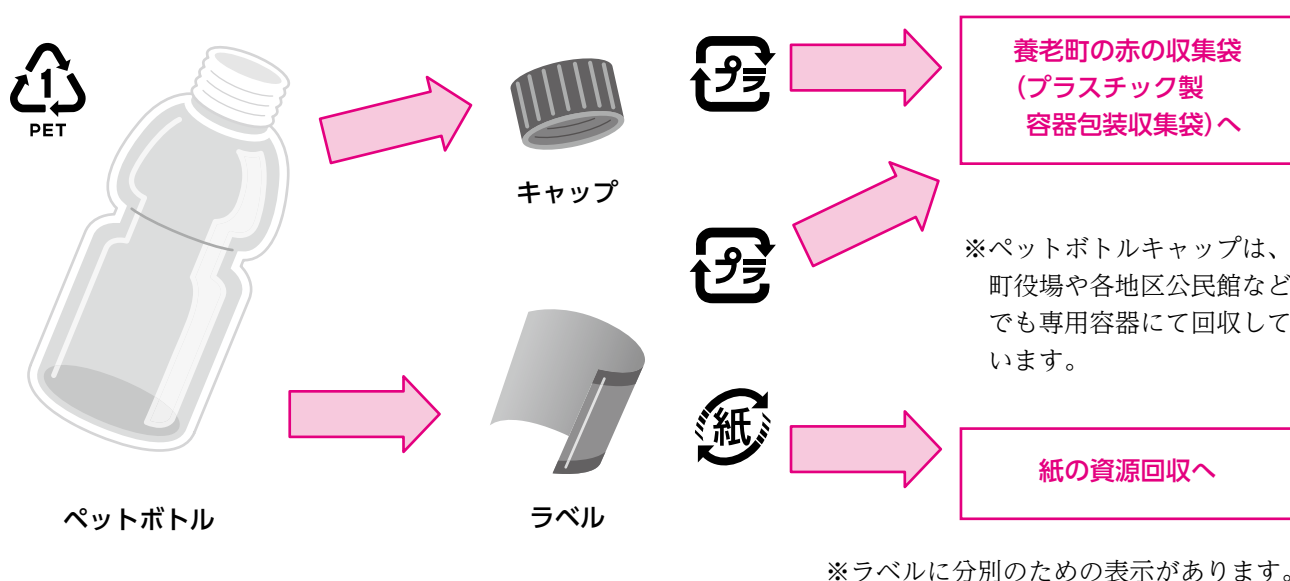
ペットボトル入りのお茶を飲むと、飲み終わった後に不要となったペットボトルはごみになります。そういった“使い捨ての生活”による便利な暮らしが原因となり、気候変動や自然災害が起きるなど地球環境に大きな影響を与えています。

◆資源として再利用する(リサイクル)

容器包装リサイクル法により、リサイクルにかかる費用は生産や販売をしている事業者が負担することとなり、自治体は収集の費用負担のみとなっています。

お店で買った商品の容器(ペットボトル、トレイ、牛乳パックなど)は、お店に返却すれば自治体での費用負担はなくなります。お店に返却する際には、きれいに洗ってキャップやラベルを外して専用の回収容器へ出してください。

◆正しい分別の仕方



再利用できるペットボトルは、リサイクルマーク  が入ったものだけです。汚れているものは、燃えるごみとして出してください。

◎令和5年中において、家庭用天ぷら廃油と消費期限切れ油を410L回収し、EMせっけんやバイオディーゼル燃料としてリサイクルしました。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

乳幼児等福祉医療費受給者証更新の手続きについて (4月から小学校に就学する児童が対象です)

4月から小学校に就学する児童の乳幼児等福祉医療費受給者証の有効期限が近づいています。4月以降の受給者証の交付には更新の手続きが必要です。

3月上旬頃、対象世帯に手続きの案内を郵送いたしますので、案内に沿って手続きしてください。

○対象者 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの児童

(現在お使いの乳幼児等福祉医療費受給者証(うすむらさき色)の有効期限が令和6年3月31日までの人)

問 健康福祉課 ☎32-1105